

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

始良市は、古くから交通の要衝として産業を中心にして栄えてきたまちであり、現在も県内5番目の人口を誇る県央に位置する始良伊佐地域の中核的な都市である。近年、人口は県内で唯一増加しているが、一方では高齢化が進展しており、今後人口は増加傾向での推移を見込むが、将来的には緩やかに減少傾向で推移するものと予想される。

古くから商業を中心に発展してきたが、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に、卸売業、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、県央の良さを活かした県内最大級の産業集積を誇る地域となっている。

現在、市内の中小企業者数は増加傾向にあるが、今後は更なる人手不足、後継者不足等の課題に直面していくことが予想される。現状を放置すると長い歴史を経て形成された産業基盤が奪われかねない状況である。

このような中、独自の取組として市内事業者に対して、設備等導入資金利子補給補助事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、今後の人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、始良伊佐地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを、実現するための目標として計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、インターチェンジ周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。従って、本計画においては労働生産性が、年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・太陽光発電設備に関しては、本市に所在する既存の自己所有工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備であり、かつ、その設置によって従業員が常駐又は新規雇用が見込まれる場合のみ認定の対象とし、景観や自然環境の保全へ配慮する。